

Q16. 役員(理事)と組合との関係を教えてください。

理事と組合との関係は民法第 643 条の委任によるものですか。

【Answer】

中小企業協同組合法第 35 条の 3(組合と役員との関係)により、組合と役員(理事又は監事)との内部関係は民法上の委任契約に関する一連の規定が適用されます。従って、組合と理事との関係は当然に民法第 643 条(委任)の規定に拠るところになります。